

平成 29 年 11 日 16 日

キャッシュカードによる A T M 振込を制限させていただくことについて
(還付金詐欺等の被害防止対策)

株式会社北越銀行 (頭取 佐藤 勝弥) は、平成 29 年 12 月 11 日 (月) より、還付金詐欺等 A T M を利用した特殊詐欺被害防止のため、一定の条件に該当するお客さまを対象に、当行キャッシュカードによるお振込を一部制限いたしますので、お知らせします。

詳細については、次項をご覧ください。

今回の対応は、新潟県警察からの要請にもとづき、全国で多発する A T M の操作に不慣れな高齢者を A T M に誘導し、お金が戻ると偽り、預金を振り込ませるなどの「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害を防止する目的で行うものです。

本取組は、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施することといたしましたので、対象のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上

平成 29 年 11 月

お客さま各位

株式会社北越銀行

キャッシュカードによる A T M 振込を制限させていただくことについて
(還付金詐欺等の被害防止対策)

現在、医療費や税金が戻ってくると偽り、A T M で振込操作を行わせる還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺が全国的に多発しております。

つきましては、還付金詐欺等を防止するための対策として、当行では一部のお客さまを対象に A T M でのキャッシュカードによるお振込を制限させていただきます。

新潟県警察からの要請に基づき、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施するものです。 該当のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 . 利用制限の内容

次の ~ の条件を全て満たすお客さまは、A T M でのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。

年齢 70 歳以上のお客さま

過去 3 年間、当行キャッシュカードによる A T M 振込を行っていないお客さま
お振込については、当行本支店窓口をご利用ください。

キャッシュカードによるお預入やお引出は、従来どおりご利用いただけます。

2 . 実施日

平成 29 年 12 月 11 日 (月)

3 . その他

利用制限に該当するお客さまで、A T M でのキャッシュカードによるお振込をご希望される場合は、お手数ですが営業時間内に当行本支店窓口へお申し出ください。

その際、お客さまの大切なご預金をお守りするため、いくつかの質問をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

以 上



平成 29 年 11 月 1 日現在
171030-4